補助金調書

補助金名	公共交通バリアフリー化促進事業補助金（バス				担当課（連絡先）	住宅都市局都市計画部交通施策推進課（TEL　733-5405）
交　付　先	□　団体	交通事業者			区分	建設費に対する補助金
交付先決定方法	□　非公募	（公募の場合）公募時期				
（公募の場合）応募要件						
補助開始年度	平成18	年度	経過年数	8	年度	
補助金の目的及び補助対象事業	【補助金の目的】 高齢者や障がいのある人をはじめ全てのバス利用者が，安全且つ円滑に公共交通を利用することを目的として，都心部と福祉施設や公共施設等の交通結節路線を運行するバス車両のノンステップバスの導入並びにバスターミナル施設における低床型券売機の導入について一部公費による支援を行うもの。 【補助対象事業】 公共交通バリアフリー化促進事業					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	□　定額 □　定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 <ノンステップバス> 以下の算定方法について，最も低い額以内を補助金額とする。 （1）補助対象経費に4分の1を乗じて得た金額 （2）補助対象経費と通常車両価格との差額に2分の1を乗じて得た額 （3）補助対象となる車両台数に190万円を乗じて得た額 <券売機> ・補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内				

交付状況等【上段：交付件数】【下段：決算】（※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	1 件	1 件	1 件
	8,666 千円	3,800 千円	3,800 千円	3,800 千円

前年度補助事業の主な実施概要	ノンステップバスの導入促進に対する補助（導入台数2台）
補助金交付による効果	全ての人が利用しやすい安全で快適な交通環境の創出に向け，公共交通のバリアフリー化の促進に寄与している。 【参考】 国の「移動円滑化の促進に関する基本方針」において，平成32年度までに乗合バス車両の約70%をノンステップバスに整備する目標が掲げられている。

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。